

ハワイ障害者権利センター

900 Fort Street Mall, Suite 1040, Honolulu, Hawaii 96813

電話 - 音声および TDD - (808) 949-2922

ハワイ州フリーダイヤルおよび TDD - 1 (800) 882-1057

FAX: (808) 949-2928

電子メール: info@hawaiidisabilityrights.org Web サイト: www.hawaiidisabilityrights.org

役割

ハワイ障害者権利センターは、告訴や弁護の規定に基づき、個々の障害者の人権、市民権、法的権利を守り、高める活動を行っています。

- **人権**は、すべての人々に与えられる生まれながらに有する権利です。この権利は、社会生活、自由および幸福を追求する権利として、米国憲法に明白に記述されています。
- **市民権**は、基本的人権の延長上にあり、米国憲法、市民憲章およびハワイ州法の中で規定されています。この権利には、信仰、言論、出版および集会の自由、変更の申し立て、法の下における平等な保護、プライバシー、守秘義務、訴求の決定、抑圧、違法な調査および差し押さえからの自由、更に残酷で尋常でない刑罰に対する権利も含まれています。
- **法的権利**は、障害をもつ人々の保護と擁護を認可した複数の法律のように、特定の法律によって確立される人権と市民権を拡大したものです。

当センターは障害をお持ちの方々にご利用いただいております

障害とは、通常、自分の身の回りの世話、一人で行動できるか否か、自立した生活、経済的自立、学習能力、自己決定能力、および言語の理解表現能力において機能面の制約、と定義されています。

アメリカ障害者法(ADA: Americans with Disabilities Act)では、障害を次の3つ観点から定義しています。

- 本質的に重要な日常生活における活動を1つ以上制限する肉体的または精神的障害
- 上記障害の履歴
- 上記障害があるという認識

米国国勢調査事務局のデータによると、ハワイ州の人口は約 1,200,000 人です。また、連邦健康国勢調査データからは、少なく見積もっても人口の 15%が障害を持っていると推測されます。したがって、ハワイ障害者権利センターを利用する選挙権を有するハワイの障害者の数は 180,000 人という計算になります。

ハワイ州

利用者支援プログラム(CAP: CLIENT ASSISTANCE PROGRAM)

および

障害をもつ方々のための

保護および擁護(P&A: PROTECTION AND ADVOCACY) システム

利用者支援プログラム (CAP: CLIENT ASSISTANCE PROGRAM)は、リハビリテーション法で認可された、あるいは、ハワイ州の盲目局に対する職業リハビリテーションやサービスを通して資金援助を受けているないし同資金によって設立された、リハビリテーションサービスを探している、または受けている障害をもつ方々のための擁護プログラムです。

利用者支援プログラムでは、次のような援助やサービスを提供しています。

- 利用者およびリハビリテーション法のメリットを得られる対象者に情報を提供し、助言します。
- 個人的な、あるいは系統立てた擁護を通して、リハビリテーション法で定められた障害者の権利が確実に保護されるよう、また法的な救済、行政上の救済、およびその他の適切な救済が受けられるよう要求する上での支援や擁護をはじめ、リハビリテーション法に基づいて提供されるプロジェクト、プログラムおよびサービスと障害者との連携が円滑に進むよう利用者や対象者を支援、擁護します。

- 特に職業リハビリテーションプログラムを現在受けている、あるいはこれまで一度も受けていない障害者ひとり一人に対して、1990年の(42USC12111 et seq.) アメリカ障害者法のタイトルIの利用可能なサービスや利点に関する情報を提供します。
- 個々人の雇用促進と直接関係のあるサービスについて支援や擁護を実施します。

障害をもつ方々の保護および擁護(PADD: PROTECTION AND ADVOCACY FOR INDIVIDUALS WITH DEVELOPMENTAL DISABILITIES) に当たっては、次のような権限があります。

- 救済、サービスまたは社会復帰のための教育を受けているあるいは受ける可能性のある、ないし生活計画の変更を考慮中である、ハワイ在住の発達障害をもつ方々の権利を保護、擁護するための法的救済、管理上の救済、およびその他の適切な救済を実施する
- 障害をもつ個人個人のニーズに合ったプログラムやサービスに関する情報を提供する
- 何らかの問題が組織に報告された場合や問題が発生したという信じ得る理由がある場合は、発達障害をもつ個々人について乱用、不履行がないかどうか調査する

精神病を患う方々の保護および擁護(PAIMI: PROTECTION AND ADVOCACY FOR INDIVIDUALS WITH MENTAL ILLNESS) に当たっては、次のような権限があります。

- 情報を提供する
- 憲法をはじめ、その他の連邦および州の制定法が確実に施行されるようにする活動を通して、精神病を患う方々の権利を保護、擁護する
- 何らかの問題が組織に報告された場合や問題が発生したという信じ得る理由がある場合は、精神病を患う個々人について乱用、不履行がないかどうか調査する

個人の人権の保護と擁護 (PAIR: PROTECTION AND ADVOCACY FOR INDIVIDUAL RIGHTS) については、各州にそれぞれ1つ設けられた組織をサポートします。

次の適用範囲条件や適性条件を超えるサービスが必要な傷害をもつ方々の法的権利および人権を保護します。

- ・ 利用者支援プログラム (CAP: Client Assistance Program)
- ・ 発達障害をもつ方々の保護と擁護 (PADD: Protection and Advocacy for Individuals with Developmental Disabilities)
- ・ 精神病を患う方々の保護と擁護 (PAIMI: Protection and Advocacy for Individuals with Mental Illness)
- ・ 支援面で技術的な方法が必要な方々の保護と擁護 (PAAT: Protection and Advocacy for [Individuals in need of] Assistive Technology)

PAIR では、生活していく上での活動を 1 つ以上本質的に制約される障害をもつ方、および障害があるが故に市民権が侵害された経験をお持ちの方にもサービスを提供しています。

PAIR では次のようなサービスを提供しています。

- ・ ハワイ州在住の障害をもつ方々の権利が確実に保護、擁護されるように、法的、行政的な救済をはじめ、その他の適切な救済策を実施します。
- ・ ハワイ州在住の障害をもつ方々のニーズに合ったプログラムやサービスに関する情報を提供します。

支援面で技術的な方法が必要な方々の保護と擁護 (PAAT: Protection and Advocacy for [Individuals in need of] Assistive Technology)では、「障害をもつ方々、その家族、後見人を支援し、これらの方々がテクノロジーデバイスや技術的な支援サービスを利用できるように擁護し、その権利を付与します。」

PAAT では、リハビリテーション法、メディケード、メディケア、特殊教育、個人の保険業者およびその他支払い可能な資金提供者を通して、テクノロジーデバイスや技術的な支援サービスを受ける資格のある障害者にサービスを提供します。

PAAT では、次のようなサービスを提供しています。

1. 情報の提供
2. 障害をもつ方々が技術的な支援を得られるようにするための非公式、行政上および法的な救済措置をはじめとした擁護

社会保障の対象者の保護および擁護 (PABSS: PROTECTION AND ADVOCACY FOR BENEFICIARIES OF SOCIAL SECURITY)では、連邦社会保障法の対象者である障害者が同保障法のサービスを受けられるように保護、擁護し、次のようなサービスを提供します。

1. 職業リハビリテーションや雇用サービスを受ける上での情報提供および助言
2. 保障法の対象者である障害者が有利に職を得られるようにする、あるいは職場復帰できるようにするための擁護などのサービス

脳に外傷を負った方々の保護および擁護(PATBI: PROTECTION AND ADVOCACY FOR INDIVIDUALS WITH TRAUMATIC BRAIN INJURY)では、脳に外傷を負った方々に次のようなサービスを提供します。

1. 情報提供および助言
2. 障害者およびその家族の擁護
3. 法的抗議
4. 自己擁護に関する援助

選挙権行使の保護と擁護(PAVA: PROTECTION AND ADVOCACY FOR VOTER ACCESS)では、障害をもつ方々が電子的な投票システムによって確実に選挙に参加できるように支援します。

1. 投票するために必要な登録、投票、および投票所への送り迎えをはじめ、障害をもつ方々が電子的な投票システムによって確実に選挙に参加できるようにします。
2. 投票システムや投票するための技術的な方法を利用するためのトレーニングを支援します。
3. 障害をもつ方々が投票システムや投票するための技術的な方法を利用できるようにするために、障害をもつ方(目の不自由な方を含む)による投票システム、投票するための技術的な利用方法のデモンストレーションや評価を行います。

当センターはどのようにサービスを提供するか

当センターの弁護士資格や擁護者資格をもつスタッフは、障害をもつ方ひとり一人によって異なる法的権利の問題について当センターの人的資源が許す範囲でサービスの提供に尽力します。また、当センターは、常に、カウンセリング、調査、仲裁、交渉、調停、および不服審査や上訴をはじめ、介入レベルが最も低く実現可能な問題の解決に努めています。

なお、議会による指示があった場合は、必要があれば当センターは訴訟も含め、当センター利用者に代わり全面的に法的抗議を行う権限があります。

当センターが扱う法的権利に関する問題

1. **ケアと処置** – 乱用や不履行が無く、適法な手続き、インフォームドコンセント、機密性およびプライバシーが遵守された、最も総合的に適切な状態でケアや処置を受ける権利
2. **市民権** - 公共施設を利用する権利、自由に行動する権利、陪審員を勤める権利、契約を結ぶ権利、財産を所有および処分する権利、帰化し市民になる権利
3. **教育** – 個々人に適した教育プログラムや関連サービスを受ける権利、普通学級に通う権利、学校からの差別的な拘束、停学、除籍から開放される権利
4. **雇用** – 雇用における差別から開放される権利、競争率の高い、支援を受けた、あるいは保護された雇用において適切な便宜を受け、出世し、定年退職する権利、VR サービスに関する問題を解決するための援助を受ける権利
5. **交際の自由** – 人間関係を形成し維持する権利、子供を産む権利、子供を育てる権利
6. **住まい** - 住宅の取得および維持に関する差別から開放される権利、自分の家で他人とペットや介護動物を飼う権利
7. **公正** – 法廷でかかる能力がないという審判が下されない限り、法廷で資格があるとみなされ自分自身の問題を処理する権利、拘留および釈放訴訟手続きにおける市民権の保護、拘留中に人間的に処遇される権利
8. **プログラムとサービス** - プログラムやサービスを利用する権利、支援技術、メデイケイド、SSI/SSDI、交通機関の利用をはじめとする、法的に資格のある個人がサービスを利用する上での差別から開放される権利

当センターが求める結果

1. **乱用と不履行からの自由** – 障害をもつ方々が肉体的、心理的、または経済的危害や死に至る行為、誤った行為から開放されること

2. **コミュニティーへの参加** – 障害をもつ方々が、アメリカ障害者法によって定められた通りに、雇用において処遇され、公共施設、プログラムやサービス、および交通機関を利用できること
3. **独立、生産性の発揮、社会参加** – 障害をもつ方々が、自由に生きる権利、自分の成長を体験する機会を楽しむ権利、社会で働き寄与する権利、自分の能力を発揮し認められる権利、挑戦に立ち向かう権利、リスクを犯す権利、過ちから学ぶ権利、成功を経験する権利、自分自身の家やコミュニティーの中で相互に依存し合う人間関係の中で生きる権利を教授すること
4. **自己決定** – 障害をもつ方々が自分自身で自分を擁護し、自ら選択を行い、自分が受けるサービスを選択、コントロールおよび評価し、自分自身の能力を実証すること

当センターのサービスを受ける資格のある人

当センターは次のような方々の権利を擁護する権限があります。

1. 当センターの CAP および P&A プログラムで定められた**障害**をお持ちの方
2. 当センターの CAP および P&A プログラムで定められた、その他の**適格性基準**に適合する方
3. 障害に起因または関連する問題をお持ちの方
4. 当センターの現在の利用者サービス**優先事項**を満たす問題をお持ちの方

当センターのサービスを受けられない人

次のような場合は、当センターのサービスは受けられません。

1. 障害のない方、あるいは障害に関して問題を抱えていない方の場合
2. 既に他の弁護士やエージェントをご利用中の場合
3. 問題が普通に民間の法廷または地方法的サービスプログラムで受理されている場合、あるいは法的専門知識が当センター以外で入手可能な場合
4. 問題が障害者のサービス提供者、家族、後見人、または保護者の利益と関係がある場合

当センターは、やむを得ざる場合や特殊な状況を除き、次の点については言及しません。

1. 破綻

2. 消費者保護または製造物責任
3. 人または財産の管理人あるいは後見人
4. 刑事訴訟
5. 資産計画および意志
6. 家族法-養子縁組、子供の養育、後見、離婚
7. 医療過誤
8. 個人的な保険に関する問題
9. 財産論争
10. 税金問題
11. 不法行為に対する防衛
12. 労働者補償および従業員退職所得保障法に関する問題

英語の話せない方には通訳をおつけします

記入しなければならない書類は一切ありません。当センターのサービスは無料です

詳細は下記までお問合せください

ハワイ障害者権利センター

900 Fort Street Mall, Suite 1040, Honolulu, Hawaii 96813

電話 - 音声および TDD - (808) 949-2922

ハワイ州フリーダイヤルおよび TDD - 1 (800) 882-1057

FAX: (808) 949-2928

電子メール: info@hawaiidisabilityrights.org Web サイト: www.hawaiidisabilityrights.org